

浄化槽台帳システムに関するヒアリング結果

1. ヒアリング対象、日程等

対象	日程等	ページ
神奈川県	実施日：令和2年9月16日（水） 場 所：神奈川県庁日本大通7ビル 対応者：関根、福田（健康医療局生活衛生部生活衛生課）、森（総務局ICT推進部ICT・データ戦略課） 調査者：濱中、澤村（（公財）日本環境整備教育センター）、大道、佐藤、安岡、上野（クボタシステムズ株式会社）	2～6
静岡県	実施日：令和2年9月28日（月） 場 所：静岡県庁 対応者：三原、渡邊、伏見（静岡県くらし・環境部 環境局 生活環境課 大気水質班） 調査者：濱中、澤村（（公財）日本環境整備教育センター）、大道、佐藤、安岡（クボタシステムズ株式会社）	6～8
福島県（指定 検査機関）	実施日：令和2年10月7日（水） 場 所：教育センター、福島県浄化槽協会（Web） 対応者：嶋原、須藤（公益社団法人福島県浄化槽協会） 調査者：高橋、澤村（（公財）日本環境整備教育センター）、大道、佐藤、安岡（クボタシステムズ株式会社）	8～10
豊橋市	実施日：令和2年10月9日（金） 場 所：豊橋市役所 対応者：小柳津、田中、三ツ矢（豊橋市環境部廃棄物対策課） 調査者：濱中、澤村（（公財）日本環境整備教育センター）、佐藤、安岡（クボタシステムズ株式会社）	10～11
千葉県	実施日：令和2年10月12日（月） 場 所：千葉県庁南庁舎 対応者：高山、小西（千葉県 環境生活部 水質保全課 浄化槽班） 調査者：濱中、澤村（（公財）日本環境整備教育センター）、大道、佐藤、安岡（クボタシステムズ株式会社）	12～13

2. ヒアリング結果

(1) 神奈川県

神奈川県においては、昨年度の環境省業務で作成及び試験導入された浄化槽台帳システムプロトタイプに対する意見を出していただき、今年度の業務での浄化槽台帳システムの作成に向けて参考となる事項を整理した。ヒアリングで出された意見のうち、要件定義書及び基本設計書に反映されていない内容を以下に示す。

1) 環境省から無償配布される浄化槽台帳システムの活用について

- ・ 浄化槽台帳システムは県コンピュータセンター（VMWare で構成された仮想基盤）への構築を考えている。
- ・ 県コンピュータセンターは、自治体情報システム強靱性向上モデルにおける「LGWAN 接続系」に配置されており、インターネットには接続できない。（ローカルエリアネットワーク型（C/S）を想定している。）
- ・ 無償配布される浄化槽台帳システムを、県が求める仕様に改修し使用することを考えている。

2) 浄化槽台帳システムの導入・運用について

- ・ 利用者は、県庁職員（生活衛生課及び保健福祉事務所・センター職員）とし、指定検査機関や保守点検業者等からのデータは、CSV 形式での取り込みを想定している。
- ・ 構築及び運用・保守は、県からの外部委託を想定している。
- ・ 県情報セキュリティポリシー上、OSS（オープンソースソフトウェア）の利用は問題ないが、定期的なパッチ適用等が担保される必要がある。
- ・ リモートによる構築・運用保守は、現状不可能であり、県庁に来庁の上、LGWAN 系に接続するパソコン（県から配備）で作業する必要がある。
- ・ 現在の浄化槽台帳は、各保健福祉事務所・センターで紙台帳及び紙台帳を電子化した Excel で管理しており、Excel データの取り込み（データ移行）の外部委託を行うことを想定している。
- ・ 保守点検情報の入力については、保守点検業者における情報の電子化率を把握して、別途相談させてもらいたい。

3) 浄化槽台帳システムの管理項目について

- ・ 1つの浄化槽について入力する項目が膨大で内容が細かいため、入力項目のスリム化を求める。
⇒項目を減らすことは今回のシステムでは対象外としたい。また、不要な入力欄を表示しないように仕様変更することは困難である。参考として、神奈川県において必

須と考えている項目を把握しておきたい。

- 処理対象人員の「算定根拠の記入欄」（JIS 計算式、建物用途によっては算定に要する定員数や便器数等を記入）を追加してほしい。
- 「休止・再開届出書」のタグを新設し、「休止届出年月日」、「休止予定期間」、「休止の理由」（空き家、売却予定など）、「休止清掃の有無」、「再開予定日入力欄」、「再開届出年月日」、「再開日」を入力できるようにしてほしい。
⇒台帳項目を追加する予定であるが、項目名は省令に合わせた名称とする。
- 「保守点検の記録票」の文字数の制限は検討が必要である。また、保守点検の回数を記載できる欄を設けてほしい。
⇒保守点検情報は、保守点検 1 回につき 1 レコードとなるため、年度内の点検回数をどこに入力するかを検討する必要がある。（神奈川県では点検毎の記録を提出してもらうのではなく、1 回/年の頻度で「今年度は 3 回行いました。最新の保守点検日は何月何日です。」という情報を、提出してもらうことを検討している。）
- 苦情等で立入検査することがあるため、その記録を記載できる欄がほしい。
⇒立入検査の内容（自由記述）の入力欄として「苦情・改善・指導」の項目が使用できるが、文字数の制限が 100 文字では少ない。（1,000 文字記載できればよいと考えられる。）
- 公共浄化槽のフラグを台帳項目に追加する必要はないか。

4) 浄化槽台帳システムの機能及び画面イメージについて

- プロトタイプには使い道がわからない地図レイヤがある。操作上不要なものであれば、表示されない方がよい。
⇒レイヤ情報は、追加だけでなく削除をできる機能を追加することを検討している。
- プロトタイプでは、簡易検索において設置場所の地名地番に字名だけ入力しても当該地域の浄化槽がヒットしない。字名だけ入力することで検索できるとよい。
⇒前方一致検索ではなく、部分一致検索による検索を行うことで対応できる。
- 「建築用途」、「届出区分」、「届出種別」のコード参照入力では、入力したコードのみ画面に表示され、選択した内容が表示されないため分かりづらい。
⇒設定されたコードを画面上に表示するのではなく、該当する内容を表示する。
- 1 年以上前の日付を選択したい時に、カレンダーをひと月ずつおわなければ移動できない。年単位でカレンダーを移動できるようにしてほしい。
⇒プロトタイプでも年移動が可能な仕様となっていたが、操作方法が分かりにくいため改善する。また、操作手順をマニュアルに記載する。
- プロトタイプでは、簡易検索で①単独②合併③その他から選択して検索できるのに、詳細検索は①単独②合併の 2 種類しか選択できない。
⇒検索タブごとの独立した条件設定ではなく、すべてのタブで設定した条件を用いた

AND 検索とする。

- 台帳参照画面に表示される浄化槽情報は、各種届出書のタブに分かれているため、欲しい情報がどの届出書に記載されているか知っていなければ探しづらい。「浄化槽情報」のような一つのタブに、台帳項目の最新情報がまとまって表示されるとよい。
⇒項目が一つのタブにまとまると、1画面で表示される項目数が多く、かえって該当項目を探しづらいという弊害があると考えられる。
- 「人槽（範囲）」、「メーカー型式」、「設置または廃止届受理日の指定の期間」、「休止中/廃止済」、「建築用途」、「特定年度の法定検査受検の有無または結果」で検索したい。また、検索でヒットした件数を表示してほしい。
⇒「人槽」や「設置・廃止届出があった特定の期間内」について範囲を設定して検索できるようにし、「メーカー型式」、「休止中/廃止済」、「建築用途」、「特定年度の法定検査受検の有無または結果」の検索条件を追加する。また、検索結果件数を表示するようにする。
- 処理方式の検索は「接触ろ床方式」等の汎用される方式を直接入力したい。
⇒「処理方式」をフリーにすると、集計処理に不都合があるため、選択方式としたい。
- 台帳検索結果から複数選択して、その選択した浄化槽だけ地図上にシンボルが表示されるようにできると、指導対象の浄化槽がピックアップできてよい。
⇒検索結果一覧の中から選択した浄化槽の場所が地図上に表示されるように修正する。
- 設置申請の情報を「維持管理」の画面から入力することに違和感がある。また、届出履歴画面で一度届出年月日などを入力した後、さらに設置届出書画面から届出日を再入力しなければならず、実際に設置届出画面にたどり着くまでが煩雑で無駄な動作が多い。
- 設置申請の情報を入力する際、浄化槽位置を自分でマップ上に指定しなければ登録ボタンを押せないのは非常に使い勝手が悪い。設置届出書に見取り図は添付されているが、システムで地図の検索ができないので、該当箇所を探すのは困難である。入力した所在地が自動的にマップ上に反映されるようにしてほしい。
- 届出情報入力時に、マップ上の浄化槽シンボルを選択しなければならない仕様とせず、台帳検索から該当の浄化槽台帳を表示させ、そこから各種届出等を入力できるようにするか、届出画面から各浄化槽をキーワード検索して抽出できるようにしてほしい。
- プロトタイプでは、変更届が変更入力をしなくても登録できてしまう。また、間違えて入力した場合、修正ができない。
⇒システムでは、変更届による修正か、その他の修正かの判断ができないため、「台帳の保存」と「届出の保存」の相互で入力が行われるように注意喚起を促すようなメッセージを表示することで対応する。（変更届の場合、届出の登録を忘れずに入ってください。等）また、変更届の情報は修正及び削除できるようにする。

- プロトタイプでは、設置申請情報を入力しても、届出履歴に残らないようである。設置届出書も届出履歴に残るとよい。
⇒「設置届出書」を届出対象に追加する。
- プロトタイプでは、「履歴削除」をクリックした場合、簡単に消すことができるため、情報を誤って削除する恐れがある。誤削除が防げるよう、完全削除まで二重の操作が必要なようにできるとよい。
⇒履歴削除操作を実施する場合、二重の確認メッセージを表示する。
- 設置届出書の「処理対象」は、処理方式を選択することで自動的に「単独又は合併」が入力できると、入力の手間が少なくてよい。
⇒方式名に値を設定した際、「処理の対象」へ値を自動付与するようにする。
- プロトタイプでは、電話番号を入力する際にハイフン (-) 入力するとエラーが表示され、登録できない。登録完了できない時に、修正を要する箇所が表示されるか、ハイフンの有無に関係なく入力できるほうがよい。
⇒登録時、エラーとなった原因を表示するよう検討し、またハイフンを入れても登録できるようにする。
- 設置届出書の「使用開始予定年月日」を「着工予定年月日」よりも前の日付を入力しても、そのまま入力できてしまう。登録時に注意喚起の表示がでるとよい。
⇒注意喚起の表示を行う機能を追加する予定である。
- プロトタイプでは、届出区分で「使用開始の報告」を選択しても、管理者名（技術管理者を含む）等の情報を入力することができない。「使用開始の報告」を選択した際も、浄化槽管理者変更の報告の時と同じように「変更」ボタンを選択し、管理者名等を入力できるようにしてほしい。
⇒届出の選択によって入力不可とならないようにする。
- 不適正の原因は複数ある場合もあるので、複数選択ができるようにしたほうがよい。
⇒不適正の原因をコード選択でなく、フリー入力欄に変更することを検討する。ただし、この場合、集計機能に影響がある。
- 休止届を入力した浄化槽に関するレイヤを設定し、休止中の浄化槽がわかるようになるとよい。
⇒休止中の浄化槽を表示できるように対応する。
- 台帳検索ウィンドウや維持管理ウィンドウについて、地図上に重なってしまい、同時に確認することができなくなる。ウィンドウサイズを自由に変更できるようにしてほしい。
⇒ウィンドウサイズを変更できるようにする。ただし、画面内項目の縮小等ができるような変更は行わない。
- アドレスマッチング後のデータとして、住居表示情報が台帳に付与されるとよい。
⇒地番情報、地番図データ、住居表示の地図データを組み合わせることで住居表示情

報の自動取得が可能になる。カスタマイズを行わなくても、QGISの機能を使用することでできるかもしれない。

- ログイン画面がないが、神奈川県ではクライアント/サーバ型での運用を想定し、ログイン機能を設け、情報の修正を行ったユーザー等の情報を保持したいと考えている。
- 保守点検業者の台帳管理（保守点検業の登録に関わる情報管理）を行えるようにしたい。（カスタマイズで対応予定）
- 浄化槽IDを自動で付番する機能を付加したい。（カスタマイズで対応予定）

（2）静岡県

1）環境省から無償配布される浄化槽台帳システムの活用について

- 現在、指定検査機関が整備した検査台帳システムを県から閲覧できるようになっているが、県の保有する浄化槽台帳のシステム化は行われておらず、エクセルで台帳管理している。
- 環境省から無償配布される浄化槽台帳システムの導入を考えており、各出先機関においてスタンドアロン型で使用することを想定している。
- 県内全域で浄化槽が50万基（県が所管している市町村分で40万基）存在しているため、浄化槽台帳への情報の入力及び台帳からの出力の効率化を図りたい。

2）浄化槽台帳システムの導入・運用について

- 推奨されるハードディスク容量が100GB以上となっているが、条件を満たしていない場合は使用できないのか。
⇒国土地理院の地図データが容量の大部分を占めているため、地図データを導入しなければ使用できる。また、なるべく容量の小さい地図データを選択する方法もある。
- 職員の使用するデータをすべてクラウドに移行し、各職員が使用する端末のハードディスクにはデータを残さないようになる可能性がある。
⇒シンクライアント方式と考えられるが、現在作成している台帳システムの導入は可能である。
- 台帳システムの運用に係る外部委託は、委託金額にもよるが、委託する場合でも委託先は指定検査機関になると考えている。
- 使用開始の報告や管理者変更届等の提出率が低い届出書及び報告があり、データの欠損が懸念される。
- システムで出力したデータを保守点検業者や清掃業者へ渡し、更新してもらったあとに台帳を上書き取込する運用を考えている。
⇒現在の基本設計書では全データの一括出力となっているため、条件設定して出力できるしくみを検討する。

3) 浄化槽台帳システムの管理項目について

- 県が設定している浄化槽番号と関連業者の使用している浄化槽番号をリンクさせる必要があるため、台帳項目として、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関がそれぞれで使用している浄化槽番号が必要と考えている。また、保守点検業者と清掃業者は毎年変更される可能性がある。
⇒要件定義書に「指定検査機関独自の浄化槽番号」の項目は含まれているが、保守点検業者、清掃業者の番号は含まれていないため、追加を検討する。
- 文書指導等を実施するため、「管理者住所」は必要な項目となるが、使用開始の報告の記載事項として省令で定められている項目は「設置場所」となっている。
⇒現在の基本設計書では使用開始報告の入力項目として「設置場所（住居表示）」が含まれていないため、これを追加することで対応できる。
- 「浄化槽設置（工事完了）年月日」は、浄化槽台帳登録の「その他」のタブで入力するか、工事情報として入力できるようにすればよいのではないかと。
- 「浄化槽管理者電話番号」については、静岡県では 使用開始の報告の様式に記入欄を設けている。

4) 浄化槽台帳システムの機能について

- 未入力の項目があってもいずれかの検索条件が当てはまればヒットする仕様になっているのか。
⇒ヒットする。
- 検索の方式は前方一致より部分一致の方が使い勝手がよい。
- 保守点検業者との情報のやり取りを行うため、業社ごとの管理対象浄化槽を抽出し出力できるとよい。また、期間を指定して、その期間に保守点検が行われた浄化槽情報を出力できるとよい。
- 指導普及調査の7条検査対象件数を算出するため、検索機能等で月ごとの設置件数を出せるとよい。
- 指導普及に関する調査の集計結果の取りまとめには時間がかかるが、出先機関及び権限移譲市の回答を集約する作業に時間を要するため、集計機能が充実していれば、出先機関の作業は楽になるが、県の作業はそれほど効率化されない。
- 浄化槽の設置基数が多すぎることもあり、GIS機能の活用はあまり考えていない。
⇒災害対応等のGIS機能が役立つ場面が出てくる可能性がある。
⇒地図情報がなくても保存できるしくみにする。
- 地図データは国土地理院のデータを使用しているが、新しい地図データが出された場合、台帳システムに使用している地図データも更新されるのか。
⇒地図データは台帳システムのユーザーが手動で更新する必要がある。
- 登録保守点検業者に同一名称の業者が複数組存在しているが、システム運用において

混乱することはないか。

⇒業者名が同じであっても異なるコードを設定することになり、検索する際はコードで検索するため影響はないが、登録の際に混乱を避ける工夫は必要になると考えられる。

- コード化された項目の一覧参照を入力補助方式とするのか選択方式とするのかを検討する必要がある。特に、選択方式とすると、工事業者、型式、メーカー等のコードが更新されていないと設置申請情報の入力ができなくなる可能性がある。

⇒それらの項目を入力必須項目としないことで対応できる。

5) その他

- 権限移譲されていない市町村においても、この台帳システムを清掃実績台帳として使用することができるのではないか。
- 今後、無償配布される台帳システムの導入状況やカスタマイズの実施状況を調査して公表すると、他自治体にとって参考となるのではないか。

(3) 福島県（指定検査機関）

1) 浄化槽台帳システムの導入・運用について

- 福島県浄化槽協会で使用しているシステムはクライアントサーバ型であり、法定検査システムの検査台帳とは別に市町村台帳管理のシステムは、データセンターに専用サーバーを置いている。このことから、市町村が使用する PC のスペックに対する要件は特にないが、ネット環境に接続できること及びセキュリティソフト等による情報セキュリティ対策が必要である。
- 福島県においては、浄化槽行政が市町村に権限移譲していることから、市町村浄化槽台帳と指定検査機関の法定検査台帳は同一の基本台帳番号を使用している。また、保守点検業者、清掃業者の顧客台帳にも基本台帳番号を附与し、データの連携及び共有を図っている。

2) 浄化槽台帳システムの管理項目について

- 浄化槽設置整備事業実施市町村は、事業に係る項目（補助対象の有無、事業年度、申請年月日等）を入力したいと思われる。
- 氏名カナ入力は設置届出書に記載のない事項のため、入力が難しいと思われる。ただし、検索時には漢字検索（渡邊、渡辺、渡邊等）が不便なためわかる範囲で入力しておくことが望ましい。
- 保守点検記録票としてどのような内容を記載するかによるが、1,000 文字入力できるとしても、多くの浄化槽を抱えている市町村では担当者が手入力することは不可能と

思われる。CSVで自動取り込みが可能であっても、水質項目を羅列しては苦情対応にしか使えない。水質項目については、別途記入欄を設けて記入したほうがよいと思われる。特記事項については、紙の記録票を提出されても内容を十分に理解できない可能性がある。市町村担当者が浄化槽に詳しくない場合には、長文の特記事項を要約して記載することができない。

- 浄化槽基本情報として浄化槽設置者の情報が表示されるが、福島県では設置者を申請者に変更している。また、基本情報として、申請者、所有者、管理者を記入している。管理者の変更はあり得るが、設置者（申請者）の変更はあり得ない。
- 異常の項目のうちどの項目をもって不適正とするのかをあらかじめ決めておく必要があると思われる。福島県浄化槽協会では1所見で240文字ある。所見を文書化してすべて記載する場合には、255文字では足りないと思われる。
- 工事に起因する問題が発生することもあるため、将来的には工事に係る情報管理も行ったほうがよいと考える。

3) 浄化槽台帳システムの機能及び画面イメージについて

- 福島県浄化槽協会のシステムではIDが自動的に付与される。IDは年度別、市町村別に設定し、年度はじめに初期値(No.1)から付与することとしている。このため、件数ごとの桁数については、新規設置基数の多い自治体では注意が必要である。
- 検査項目のうち異常と判断された項目、所見等を全て記載する場合、手入力では膨大な量になるため、電子データで取り込める形が望ましい。自治体への検査結果の報告はCSVファイル等で作成してもらい、電子データで取り込む形が望ましい。
- 法定検査の受検状況の色分け表示は目的が定まっていないため、どのような色分け表示が有効化は何ともいえない。不適正浄化槽や未受検の抽出を行いたい場合、浄化槽台帳からデータを吸い上げればよいので、GISを用いる必要はない。
- GIS機能の活用方法として、河川の水質が悪い時に、流域に設置されている単独処理浄化槽の数や放流水質を確認し、水質に影響を及ぼしている浄化槽を視覚的に判別することや、生活排水処理計画策定業務の際の活用が考えられる。福島県浄化槽協会では効率よく現場をまわるためにGISを活用している。
- 福島県では検査結果を電子データで市町村に送付しているが、不適正の浄化槽については紙の検査結果も添付している。また、以前に異常箇所の写真を添付すると、不適正の改善率が上昇したため、現在は、全ての検査結果書には写真を最低4枚（異常があった場合にはより多く）貼付している。台帳システムに写真を保存する機能があると便利である。
- 浄化槽台帳を入力する際に各種マスターを事前準備することと、その後の基本的なマスターは定期的提供することが望ましい。また、設置場所等の住所を入力する際に、小字までを選択できるよう住所マスターをシステムに導入することが市町村にとつ

て便利ではないか。

- 指導普及調査に対応できる集計システムがあると便利である。
- 維持管理や法定検査情報は電子データで入力して一括取り込みで十分である。市町村は最初に台帳を導入し、その後の管理は外部に委託するのが理想である。

4) その他

- 今後、台帳システムを何に活用するのか、どう発展させるか等のビジョンが曖昧であるため、目的を明確化させる必要がある。自治体のニーズを明確にする必要がある。
- 浄化槽メーカーや型式などは全国的に統一されているほうがよい。統一されていないと全国的な集計を行う際にコードの統一化作業などの無駄な作業が増えてしまう。(環境省や教育センターでコード表を作成してはどうか)
- バグ等が発生した際に対応するなど、アフターサービスが必要となる。
- 今後の浄化槽台帳の活用は、浄化槽に関連する個々の事業(清掃、工事、保守点検、清掃及び法定検査等)をひも付けし、浄化槽の目的達成のためのビッグデータを収集する要となる。このことから、各記録票・報告書等の統一化及び電子化は必須であると考えるので、早急に各浄化槽関係者がテーブルについて協議することが肝要と思われる。

(4) 豊橋市

1) 環境省から無償配布される浄化槽台帳システムの活用について

- 現在は届出情報及び清掃実績情報(清掃業者から報告)を表計算ソフトで管理している。項目は「名前/住所/年度/処理方式/人槽/メーカー/清掃年月日/清掃業者/保守年月日/保守業者/備考」。変更時は上書きし、備考に履歴を記載する。
- 環境省から無償配布される浄化槽台帳システムを導入する予定であり、導入に先立ち、来年度及び再来年度でデータ整備のための調査と情報の精査を進める予定である。

2) 浄化槽台帳システムの導入・運用について

- 無償配布される浄化槽台帳システムのダウンロードは、インターネット接続用端末から行うことができるが、業務用端末へのインストールについては許可が必要となる。

3) 浄化槽台帳システムの管理項目について

- プロトタイプの画面イメージには、浄化槽の種別として「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」、「その他」が示されているが、豊橋市の台帳には種別が不明な情報が多く含まれており、これが「その他」に相当すると考えられる。
- 一括入力の際に使用されるキー項目はどの項目になるのか。

⇒「自治体独自の浄化槽番号」をキー項目にすることを想定している。「自治体独自の浄化槽番号」は新規登録時に設定するが、過去に設定した番号と重複していないかをチェックする仕組みを作ることも可能である。

4) 浄化槽台帳システムの機能について

- GIS 機能の活用方法として以下の方法が考えられる。
 - ⇒既存の共同浄化槽に接続している世帯を可視化する
 - ⇒単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への補助対象エリアに該当するか否かを速やかに判断する。
 - ⇒下水道区域に設置された浄化槽を抽出する。
 - ⇒悪臭の苦情があった場合、現地立入を行うが、その際、周辺の浄化槽の管理状況の確認を行う。(この場合、放流管の位置が明確になるとなおよい。)
- 管理項目に「下水道区域」という項目があるが、GIS 機能を用いて下水道区域のレイヤと浄化槽設置場所のレイヤを重ね合わせ、下水道区域内の浄化槽の情報 (DB に登録された情報) を更新することはできるか。
 - ⇒技術的には可能だが、カスタマイズが必要である。
- 環境省が配布するシステムを庁内型 GIS で使用することはできるか。
 - ⇒浄化槽台帳データを庁内型 GIS に展開することは可能である。庁内型 GIS で管理している背景図等を配布システム側に表示することも可能である。
- 週に 1 回程度の頻度で定期的にバックアップをとる機能があるとよい。
 - ⇒一括出力機能を活用するとバックアップをとることが可能だが、手動で行うことになる。
- 自治体独自の浄化槽番号は文字列で入力したい。
- クライアントサーバ型で使用する場合、複数のユーザーが同時に利用することで不具合が生じることはないか。
 - ⇒データ更新は排他制御になるが、その他の機能は同時に利用することができる。
- セキュリティの観点から、ログイン機能はあったほうがよい。
- 業者がキー項目となる番号を間違えて入力していた場合、一括入力においてエラーチェックは行われるのか。
 - ⇒要検討。連携するための番号を誤っていた場合に氏名、住所等を用いて確認することが考えられる。ただし基本情報以外は判定チェックに利用できそうな項目を保持していない。
- 保守点検、清掃が実際に行われている基数を算出することはできるか。
 - ⇒可能である。
- 検索結果一覧をコピーして表計算ソフト等に貼り付けることができると便利だと思われる。

(5) 千葉県

1) 環境省から無償配布される浄化槽台帳システムの活用について

- 以前は、出先機関に提出された届出書の情報を機関ごとに表計算ソフトで管理していた。現在は出先機関に提出された届出書を指定検査機関に送り、指定検査機関が台帳システムに入力している。
- 指定検査機関は2機関あり、共通のシステムを利用している。指定検査機関が管理している台帳システムは、検査台帳として使用しているシステムであり、一度も検査を受けたことのない単独処理浄化槽などの情報が入っていない。検査台帳に入っていない情報は、各出先機関から集約し、アクセスで保有している。
- 県はインターネットを通じて指定検査機関が管理する台帳を閲覧することができるが、絞り込み検索を行った際に確認できる項目が限られている等の制約があり、県でも台帳システムを保有したいと考えている。
- 環境省から無償配布される浄化槽台帳システムは、今後導入するシステムの候補の一つと考えている。

2) 浄化槽台帳システムの導入・運用について

- 情報の精度に関して以下の課題がある。
 - ⇒浄化槽情報の中に廃止済み浄化槽の情報も含まれている。今年度中は下水道台帳との突合による確認を行い、未確認分については現地調査を行う予定となっているため、情報の精査には時間を要する。
 - ⇒表計算ソフトで管理されていた古い浄化槽情報には、設置場所が地番で表記されていると考えられ、住所検索をしてもヒットしないものが多い。これらの設置場所情報のうち、3~4割は住所情報として活用することができない。
 - ⇒町名変更が行われたことによって使用できなくなっている住所情報もある。
 - ⇒設置申請書類を提出する段階で業者が決まっていない場合は、業者名が空欄となっている。特に古い浄化槽の場合、関連業者の欄がすべて空欄の場合もある。
 - ⇒使用開始の報告がほぼ提出されない。
 - ⇒保守点検業者から報告徴収で浄化槽情報を収集しており、浄化槽台帳の情報と突合しているが、突合できない情報が多い。
- システムの保守は常に必要なのか。
 - ⇒環境省としては、現状無償配布システムの保守契約を実施する予定はないと伺っている。システムを利用すると必ず保守契約を結ばなければならないという訳ではない。
- 市町村及び組合に対して、清掃情報を提供してもらおうよう打診しており、その情報と浄化槽台帳の情報を突合する予定である。

3) 浄化槽台帳システムの管理項目について

- 千葉県独自の取組みとして、大型浄化槽に関しては四半期に1回、放流水のBODを報告することになっており、その報告値の入力欄があると便利である。

4) 浄化槽台帳システムの機能について

- 未受検者を対象とした受検指導文書を発送するため、未受検者の絞り込みを行い、その情報を一覧表示できると便利である。
- 指定検査機関に届出情報の入力作業を委託しているため、届出情報を指定検査機関から受領し台帳システムに一括入力できると便利である。
- 地番情報を入力した際に緯度経度の情報が表示されると便利である（不変の所在情報として）
- 指定検査機関が管理している台帳システムでは1回の変更分の履歴を残しているが、県ではその情報を閲覧できない。特に浄化槽管理者の履歴を閲覧できるとよい。
- 指定検査機関が保有するシステムを利用している関係上、詳細な調査・分析には対象データを一式提供してもらい加工しなければならないため、時間を要する。
- 7条検査受検者が11条検査を受検する比率が低く、受検率向上のためこの移行状況を簡単に確認できるようにしたい。
- 指導普及調査への対応をお願いしたい（シート5廃止情報含め）。
- 設置場所の地番と住所の入力欄を分けてほしい。

5) その他

- 新設浄化槽が6,000基近くあるうち、補助対象浄化槽は800基程度である。新築に伴う通常型浄化槽の新規設置は補助対象とならない（ただし、放流先が閉鎖性水域でかつ高度処理型浄化槽を設置する場合に補助対象となる。）
- 浄化槽台帳が整備されると保守点検及び清掃業者の評価にも活用できる。
- 単独処理浄化槽の転換を市町村に積極的に進めてもらうためには台帳情報の精度を向上させる必要があると考えている。
- 指導監督に関する情報は、県が独自に浄化槽台帳とは切り離して管理している。
- 指導普及調査の基数は過去の値にプラスマイナスして算出している。